

# 確定申告

## 所得税及び復興特別所得税 贈与税

3月15日(火)まで

## 個人事業者の 消費税及び地方消費税

3月31日(木)まで

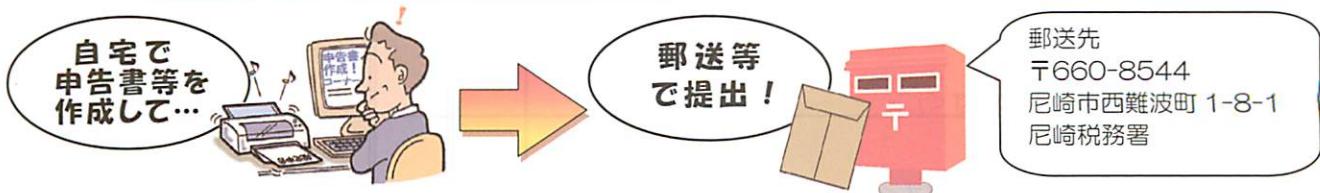
#### ■ 申告と納税は期限内に

### ■ 納税は便利な振替納税で

《国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のご案内》

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動的に計算され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書等を作成することができます。

また、ご自宅のプリンタで印刷して添付書類とともに郵送等で提出していただければ、税務署にお越し  
いただくことなく、確定申告を行うことができます。



所得が「給与や公的年金」のみの方は必見

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、是非ご利用ください。

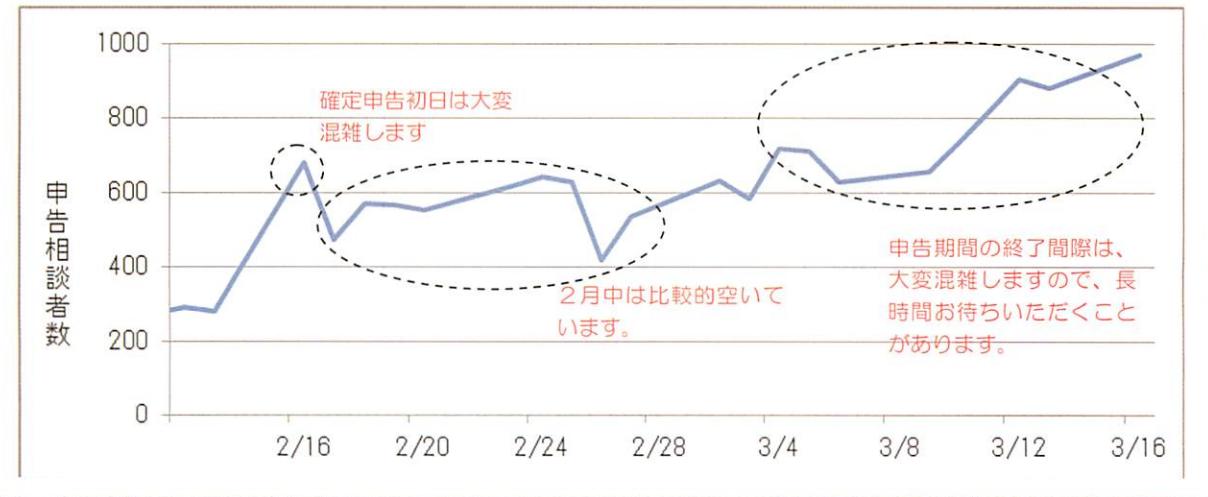
## 《所得税及び復興特別所得税の申告をされる方へ》

平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、平成28年2月16日(火)から同年3月15日(火)までです。申告会場は、来署される時期によっては大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。

また、混雑状況等により早め(午後4時頃)に受付を締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、例年、確定申告期間の初日(2月16日)と終了間際(3月15日頃)は大変混雑しますので、比較的混雑状況がゆるやかな2月(2月16日を除く)にお越しください。

## 【参考】尼崎税務署の申告相談状況（平成26年分確定申告）



## 【平成27年分確定申告期における閉庁日の対応について】

原則、税務署の閉庁日(土・日曜日及び祝日等)は、業務を行っておりません。

ただし、平成28年2月21日(日)及び平成28年2月28日(日)については開庁し、「申告書用紙の配付」、「申告相談(電話相談を除く)」、「申告書の収受」及び「納付相談」のみを行います。

## 【申告相談会場について】

尼崎税務署のほか、次の会場でも行っています。

- 開催場所及び日程(開催場所の詳細は、下の「確定申告会場案内図」をご覧ください)

開設場所	開設日	2月									
		4 木	5 金	8 月	9 火	12 金	18 木	19 金	23 火	24 水	25 木
武庫地区会館 3階ホール 尼崎市常吉1-2-8 (尼崎市バス「武庫支所」バス停すぐ)	○ ○						○ ○				
園田地区会館 2階ホール 尼崎市東園田町4-12-4 (尼崎市バス「園田地区会館」バス停すぐ)				○ ○					○	休館	○
尼崎市中小企業センター 1階ホール 尼崎市昭和通2-6-68 (尼崎市バス「尼崎総合文化センター」バス停すぐ)						○					

※ 各会場の開設時間は、午前10時～正午、午後1時～4時までですが、混雑状況等により受付を早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 各会場とも相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等のアドバイスは行っておりません。
- 各会場の駐車場は狭いので、できるだけお車でのご来場はご遠慮ください。
- 申告会場で申告される場合は、前年分の申告書の控え、利用者識別番号等の通知(お持ちの方)をご持参ください。
- 電話でのお問合せは、尼崎税務署(Tel06-6416-1381)に電話していただいた後、アナウンスに従い電話機を操作してください。

## 確定申告会場案内図



## 【公的年金等を受給されている方へ】

公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の方は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出が不要です。

ただし、上記に該当する場合でも、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

また、所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要でも、住民税の申告が必要になる場合がありますので、詳しくは尼崎市役所にお尋ねください。

## ○ 納税は期限内に

納期限 ⇒ 申告所得税及び復興特別所得税 : 平成28年3月15日(火)  
消費税及び地方消費税(個人事業者) : 平成28年3月31日(木)

- ・ 納付が遅れますと、納期限の翌日から本税完納の日までの期間について、延滞税がかかります。
  - ・ 確定申告により納付すべき金額の2分の1以上を平成28年3月15日(火)までに納付すれば(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)、残りの額を5月31日(火)まで延納することができます(申告所得税及び復興特別所得税のみ利用可能)。
- ただし、延納期間中は、延納税額に対して利子税がかかります。

### 《 納税には便利な「振替納税」をご利用ください! 》

振替納税は、金融機関の預貯金口座から、自動的に引き落とされる便利・安心・確実な制度です。是非、この機会にご利用ください。「納付書送付依頼書兼預貯金口座振替依頼書」にご記入の上、金融機関等又は、税務署に3月15日(消費税のみのご利用は3月31日)までに提出してください。

	申告所得税及び復興特別所得税	消費税及び地方消費税(個人事業者)
振替納付日	平成28年4月20日(水)	平成28年4月25日(月)

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告 e-Tax ならこんなにいいこと

### e-Tax を利用すると…

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号等を取得しておけば(オンラインで取得できます。)、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続ができるシステムです。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信できます。

### 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められことがあります。)。

### 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、書面申告と比べて早期に処理しています(3週間程度に短縮。)。

### 24時間受付

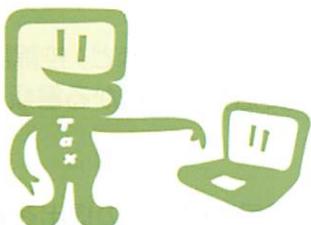
所得税及び復興特別所得税の確定申告期には、24時間e-Taxの利用が可能です。

- ・ e-Taxの受付時間(送信可能時間)

平成28年1月12日(火)から所得税及び復興特別所得税の確定申告期限の平成28年3月15日(火)までは、24時間e-Taxの利用が可能

(注1) 1月12日(火)は、午前8時30分から利用が可能です。

(注2) 毎週月曜日の午前0時~午前8時30分まではメンテナンスのためご利用になれません。



### 「e-Tax」をご利用いただく前に

e-Taxの利用に際しては、個人番号カード又は電子証明書が格納された住民基本台帳カードの取得や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

※ 住民基本台帳カードに格納された電子証明書は、その有効期間内であれば継続して使用することができます。

e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

確定申告書等作成コーナーに関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

※ 操作に関するお問合せはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ 電話番号 0570-01-5901

## 《相続税の申告をされる方へ》

相続税の申告書の提出期限は、通常、被相続人がお亡くなりになった日の翌日から10か月以内となっています。

申告書の作成に当たり、分からぬ点等がありましたら、国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」のコーナーや大阪国税局電話相談センターを是非ご活用ください。

また、来署による相談を希望する場合には、資産税担当への事前予約が必要となります。

確定申告期間中（平成28年2月16日(火)から同年3月15日(火)）は、事前予約による相談を受け付けていませんので提出期限を考慮の上、相談を希望される日を事前予約してください。

問い合わせ先：尼崎税務署 TEL 06-6416-1381

＜自動音声で案内＞確定申告に関するご相談

「0」番 ⇒ 確定申告コールセンター  
【開設期間：平成28年1月12日(火)～3月15日(火)】

国税に関するご相談

「1」番 ⇒ 電話相談センター

来署による相談の事前予約等

「2」番 ⇒ 尼崎税務署 電話交換室

### ○ 平成28年度分個人市民税・県民税申告書の提出について

#### 1 受付期間（必ず期間内に提出してください）

平成28年2月16日(火)～平成28年3月15日(火)

#### 2 提出が必要な人

平成28年1月1日現在、市内に住所がある人は提出が必要です。市外に住所がある人でも、平成28年1月1日現在、市内に事務所や事業所、家屋敷を持っている必要です。

※ただし、次に該当する人は提出不要です。

- ① 税務署に平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人
- ② 平成27年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の人
- ③ 平成27年中の所得が給与や年金（企業年金含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出されている人

なお、①に該当しなくなった人（年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の人）も、②または③に該当すれば提出不要です。※所得税及び復興特別所得税の還付や損失を繰り越す人は税務署に確定申告書を提出してください。

#### 3 提出方法

提出が必要と考えられる人のご自宅へは申告書を郵送させていただきますので、必要事項をご記入の上、必要書類を添えてご返送願います（上記「2」に該当するにも関わらず、申告期間になんて申告書が届かない場合は、お手数ですがお電話でお問合せください。）。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、受付会場を右記のとおり設けていますので、可能な範囲で申告書をご記入の上、会場へお越しください。

受付会場の混雑が予想されますので、申告はできるだけ郵送をお願いします（期間内に届くようにお送りください。）。

受付会場	受付日
市役所南館2階ロビー	2/16(火)～3/15(火)※平日のみ
小田支所3階ホール	2/23(火)、2/24(水)
園田支所3階ホール	3/1(火)、3/2(水)
立花支所3階会議室	3/3(木)
武庫支所3階ホール	3/9(水)
大庄支所2階会議室	3/10(木)

※ 時間：午前9時～午後5時30分…駐車場のない会場もありますので、お越しの際は、公共交通機関をご利用下さい。

#### 4 提出書類

平成28年度分個人市民税・県民税申告書、源泉徴収票等、社会保険料（国民年金保険料など）控除証明書、生命保険料控除証明書、平成27年中に支払った医療費の領収書など、収入や支払金額のわかる書類（申告書以外はコピーで可）

#### 5 その他

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された場合は個人市民税・県民税申告書の提出を省略できますが、個人市民税・県民税申告書の提出をもって所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意下さい。

問い合わせ先：市役所市民税課 TEL 06-6489-6246～6248